

# 福岡県公報

令和2年4月10日  
第 93 号

## 目次

### 告 示 (第361号 - 第375号)

○福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法	(畜産課)	1
○救急病院の認定	(医療指導課)	3
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	3
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	3
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	6
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	7
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	8
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	9
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○介護医療院の許可	(介護保険課)	10

○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	11
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効	(林業振興課)	11
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の指		
定	(健康増進課)	12
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の認		
定	(健康増進課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	13

### 監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	13
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	17
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	21
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	24
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	28
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	35
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	38
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	43
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	46

### 公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部被害者支援・相談課)	58
-----------------------	-----------------	----

## 告 示

### 福岡県告示第361号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定め

たので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主な利用方法（平成31年4月福岡県告示第283号）は廃止する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

種 類	品 種	早晚性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアンライグラス	あかつき	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ゼロワン	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スプリングロール	中 生	〃	サイレージ・乾草
	さつきばれEX	中 生	〃	サイレージ・乾草
	ジャイアント	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	マンモスイタリアンB	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エース	晩 生	〃	サイレージ・生草
	ムサシ	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ヤヨイワセ	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
青刈えん麦	ウルトラハヤテ韋駄天	超極早生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スーパーハヤテ隼	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	アーリーキング	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
青刈大麦	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	はるか二条	早 中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
青刈とうもろこし	SH4681（スノーデント115）	早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	KD641（ゴールドデントKD641）	早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	P2088（パイオニア118日）	早 中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）

青刈ソルガム	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	P3577（パイオニア135日）	極 晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	HS-G（タキイのハイブリッドソルゴー）	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze（シュガーグレイズ）	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
スーダングラス	SG-1A（甘味ソルゴー）	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	FS902（ビッグシュガーソルゴー）	晩 生	〃	サイレージ・生草
	HS-K1（ヘイスーダン）	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早 生	〃	サイレージ・乾草
	KCS-207（サマーベラー細茎）	早 生	〃	サイレージ・乾草
	TR-92（ドライスーダン）	早 中 生	〃	サイレージ・乾草
	HS-9401（パールスーダン）	中 生	〃	サイレージ・乾草
	ロールキング	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	S-1004（ロールスイートBMR）	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	ローズグラス	カタンボラ	中 生	〃
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ・生草
オーチャードグラス	アキミドリII	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクローバ	フィア	早 生	〃	放牧
あかクローバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バヒアグラス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	モグモグあおば（西海飼262号）	晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	タチアオバ（西海飼253号）	極 晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）

たちすずか（中国銅198号）	極 晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
たちあやか（中国銅205号）	中 性	〃	サイレージ（ホールクロップ）
つきすずか（中国銅219号）	極 晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）

**福岡県告示第362号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
秋本病院	福岡市中央区警固1-8-3	
医療法人原三信病院	福岡市博多区大博町1-8	
公立学校共済組合九州中央病院	福岡市南区塩原3-23-1	
福西会病院	福岡市早良区野芥1-2-36	
聖峰会マリン病院	福岡市西区小戸3-55-12	
宗像医師会病院	宗像市大字田熊5-5-3	
独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	
医療法人健愛会健愛記念病院	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191	令和2年4月11日から 令和5年4月10日まで
福岡脳神経外科病院	福岡市南区日佐5-3-15	

**福岡県告示第363号**

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 指定した土地の名称  
小郡市吹上・佐野古・下鶴地区
- 指定した土地の区域  
小郡市吹上、干潟及び井上の各一部

**福岡県告示第364号**

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 指定した土地の名称  
小郡市二夕・古飯地区
- 指定した土地の区域  
小郡市二夕、古飯、下岩田、稲吉及び八坂の各一部

**福岡県告示第365号**

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び

小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 指定した土地の名称  
小郡市井上・上岩田地区
- 指定した土地の区域  
小郡市井上、上岩田及び松崎の各一部

#### 福岡県告示第366号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 区域の名称 真竹
- 区域の所在地 朝倉市杷木松末字真竹、彦手
- 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から27号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と27号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木松末字真竹	927番1	1号
	930番3	2号
	930番5	3号から5号まで
	932番	6号
	933番	7号
朝倉市杷木松末字彦手	943番	8号
	942番2	9号
	941番	10号
朝倉市杷木松末字真竹	941番地先道路敷	11号
	935番16地先道路敷	12号

935番1	13号
935番12	14号
902番	15号
904番2	16号
904番1	17号
908番	18号
908番地先道路敷	19号
912番1地先道路敷	20号
912番1	21号
909番	22号
910番	23号
905番	24号
902番地先道路敷	25号
918番1	26号
922番2	27号

#### 福岡県告示第367号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所  
豊前市大字山内1425の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第368号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡久山町大字久原字桂木1486、1487

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桂木1486・1487（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第369号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	県 道	福 光 朝 倉 線	前	朝倉市大庭3831番2先から 朝倉市大庭3753番3先まで	8.6 ～ 14.2	240.0
			後	朝倉市大庭3831番2先から 朝倉市大庭3753番3先まで	8.6 ～ 14.2	240.0
			後	朝倉市大庭3831番2先から 朝倉市大庭3753番3先まで	10.0 ～ 24.8	256.0

**福岡県告示370号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	福 光 朝 倉 線	朝倉市大庭3831番2先から 朝倉市大庭3753番3先まで

**福岡県告示第371号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	宗 像 線 篠 栗	前	糟屋郡篠栗町大字金出3244番1先から 糟屋郡篠栗町大字金出3252番34先まで	17.2 ～ 25.6	76.6
			後	糟屋郡篠栗町大字金出3244番1先から 糟屋郡篠栗町大字金出3252番34先まで	17.3 ～ 32.9	

**福岡県告示第372号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウ）	2年5月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市矢部体育館	八女市

に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査

2年5月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
2年5月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
2年5月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市星野行政福祉センター	
2年5月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市農業活性化センター	
2年5月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
2年5月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
2年5月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
2年5月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
2年5月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
2年5月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	広川町産業展示会館 1階企画展示室	広川町
2年6月1日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑後市中央公民館（サンコア）	筑後市
2年6月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑後市中央公民館（サンコア）	
2年6月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑後市中央公民館（サンコア）	
2年6月4日から 2年8月3日まで	左欄の間に行う検査については、八女市、広川町及び筑後市と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市



イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年6月4日から2年8月3日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	2年6月4日から2年8月3日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	2年6月4日から2年9月3日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市

**福岡県告示第373号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウ	2年6月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	福吉公民館 中・小研修室	糸島市

に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年6月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	福吉公民館 中・小研修室	糸島市
	2年6月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	福吉公民館 中・小研修室	
	2年6月10日	10：00～12：00 13：00～15：00	可也公民館 玄関南側ポーチ	
	2年6月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	可也公民館 玄関南側ポーチ	
	2年6月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	可也公民館 玄関南側ポーチ	
	2年6月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター 会議室1	
	2年6月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター 会議室1	
	2年6月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター 会議室1	
	2年6月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター 会議室1	
	2年6月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター 会議室1	
	2年6月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター 会議室1	
	2年6月23日から 2年8月22日まで		左欄の間に行う検査については、糸島市と協議の上、指示する。	
	イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年6月23日から 2年8月22日まで		

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数2,000を超えるものの検査	2年6月23日から2年8月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市
---	--------------------	---------------------------------------	-----

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	2年6月23日から2年9月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市

**福岡県告示第374号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年6月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	都市整備部庁舎 外会議室	那珂川市
	2年6月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	都市整備部庁舎 外会議室	

2年7月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館 1階	春日市
2年7月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館 1階	
2年7月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	筑紫野市
2年7月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	
2年7月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所 東側車庫	太宰府市
2年7月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所 東側車庫	
2年7月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市北コミュニティセンター（多目的室）	大野城市
2年7月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市南コミュニティセンター（多目的室）	
2年7月15日から2年9月14日まで		左欄の間に行う検査については、那珂川市、春日市、筑紫野市、太宰府市及び大野城市と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年7月15日から2年9月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数2,000を超えるものの検査	2年7月15日から2年9月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市



(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	2年7月15日から 2年10月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

**福岡県告示第375号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年7月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	道の駅「しんよとみ」	上毛町
	2年7月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	上毛町役場 大平支所	
	2年7月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	上毛町役場 大平支所	
	2年7月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	吉富町体育館	吉富町

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年8月4日	10：00～12：00 13：30～15：30	豊前市角田公民館 豊前市合河公民館	豊前市
	2年8月5日	10：00～12：00 13：30～15：30	豊築漁業協同組合 豊前市三毛門公民館	
	2年8月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊前市総合福祉センター	
	2年8月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊前市総合福祉センター	築上町
	2年8月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	築上町上城井公民館	
	2年8月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	築上町役場 築城支所	
	2年8月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	築上町コミュニティセンター（ソピア）	
2年8月20日から 2年10月19日まで	左欄の間に行う検査については、上毛町、吉富町、豊前市及び築上町と協議の上、指示する。		上毛町 吉富町 豊前市 築上町	
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	2年8月20日から 2年10月19日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		上毛町 吉富町 豊前市 築上町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	2年8月20日から 2年11月19日まで			上毛町 吉富町 豊前市 築上町

左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市名残字木山1083番15、1083番20から1083番27、1103番3から1103番5、1104番2から1104番4、1105番3から1105番8、1106番、1108番3、1108番4、1110番2、1110番3、1111番2から1111番7、1112番1から1112番3、1113番1から1113番4、1114番5から1114番14、1115番1から1115番5、1117番4から1117番13、1127番4から1127番8、1134番3から1134番9及び1134番11から1134番19まで

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区則松一丁目7番15号

株式会社ホンダカーズ北九州

代表取締役 梶谷 利徳

### 公告

解散した清算法人浜田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
花田 信芳	福津市勝浦4083番地
井ノ上 清和	福津市勝浦4805番地
魚住 清治	福津市渡61番地
花田 雅春	福津市勝浦4080番地の1
花田 芳文	福津市勝浦4632番地
廣島 廣喜	福津市勝浦4633番地
井ノ上 精二	福津市勝浦4077番地
花田 健二	福津市渡168番地

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町東小田字昭和3286番1、3286番2及び3286番8から3286番30まで

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市原田四丁目2番地10

悠建築工房株式会社

代表取締役 穴見 敏幸

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B7300013	筑後川温泉病院介護医療院 うきは市浮羽町古川1055番地	医療法人向陽会	令和2年 4月1日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る特定役務の名称  
総務事務厚生課庶務会計及び福利厚生業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日  
令和2年3月6日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
株式会社パソナ パソナ・福岡
  - 住所  
福岡市中央区天神1丁目6番8号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
1,033,927,620円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
令和2年1月10日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市大崎字東柿添989番3及び989番8から989番15まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦36番地  
株式会社とりけん  
代表取締役 鳥飼 五男

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営湊4地区土地改良（暗渠排水）事業計画書の写し	令和2年4月10日から 令和2年5月14日まで	築上町役場

**公告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次のように登録を受けた生産事業者からの廃止の届出により登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第32号	星野村森林組合	八女郡星野村13092-7	穂苗 木	星野村森林組合	八女郡星野村
福岡県第129号	黒木町森林組合	八女郡黒木町大字桑原292-2	穂苗 木	黒木町森林組合	八女郡黒木町大字桑原
福岡県第130号	上陽町森林組合	八女市上陽町大字北川内547-1	穂苗 木	上陽町森林組合	八女市上陽町大字北川内
福岡県第506号	立花町森林組合	八女市立花町原島95-1	苗 木	立花町森林組合	八女市立花町原島95-1

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を指定したので公示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	指定期間
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条三丁目 8番1号	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
福岡病院	福津市花見が浜一丁目 5番1号	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒1452番地2	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
行橋記念病院	行橋市北泉三丁目11番1号	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730番地	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
のぞえの丘病院	久留米市上津町2543番地1	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日

堀川病院	久留米市西町510番地	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
聖ルチア病院	久留米市津福本町1012番地	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を認定したので公示する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	指定期間
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条三丁目 8番1号	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
福岡病院	福津市花見が浜一丁目 5番1号	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730番地	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日
のぞえの丘病院	久留米市上津町2543番地1	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
八女筑後地区土地改良区	令和2年3月31日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字平田1784番1、1784番5から1784番8まで、1785番1及び1785番4から1785番6まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡篠栗町大字津波黒771番地1  
有限会社松井不動産  
代表取締役 松井 徹

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡上岩田字杉山787番5、788番5、788番9、791番1、791番3、791番5、793番1、793番9から793番12まで、794番2、794番3、795番8、796番1、796番11、796番13、796番14、804番1、818番3、818番4、818番6、819番2、831番1、831番4、838番1、838番3、838番4、839番1、839番2、840番1、840番3、841番1、841番2、842番1、842番2、843番1、843番4及び844番3並びに山隈字砂原3046番1、3046番5から3046番8まで、3050番1、3050番2、3051番1、3051番3、3053番1及び3053番2並びに井上字奥野738番1、738番3、741番1から741番3まで、744番、745番、745番2、745番3、747番1及び747番2並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡1543番地3

株式会社平興産

代表取締役 平本 敏夫

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
角田北部土地改良区	令和2年3月31日

## 監査委員

## 監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人福岡県国際交流センター等40団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員 藤山 泰三  
同 行正 晴實  
同 世利 洋介  
同 長 裕海

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体 : 公益財団法人福岡県国際交流センター等 40団体  
 (2) 監査対象期間 : 平成30年度  
 (3) 監査実施期間 : 令和元年10月1日～令和2年2月5日  
 監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監 査 実 施 日
出 資 団 体	公益財団法人 福岡県国際交流センター	令和元年10月1日～令和元年10月2日
	公立大学法人 福岡女子大学	令和元年10月8日～令和元年10月10日
	公立大学法人 福岡県立大学	令和元年10月16日～令和元年10月18日
	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター	令和元年10月29日～令和元年10月31日
	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団	令和元年11月6日～令和元年11月8日
	公益財団法人 福岡県下水道管理センター	令和元年11月12日、11月14日、11月22日
	公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター	令和元年11月20日～令和元年11月21日
	大牟田リサイクル発電株式会社	令和元年11月27日～令和元年11月28日
	公益財団法人 福岡県水源の森基金	令和元年12月3日～令和元年12月4日
	公益財団法人 福岡県人権啓発情報センター	令和元年12月5日
	公益財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	令和元年12月5日
	公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究 事業化センター	令和2年1月8日～令和2年1月9日



区分	監査対象団体名	監査実施日
補助金等交付団体	福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会	令和元年10月24日
	医療法人 永寿会 (シーサイド病院)	令和元年10月25日
	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会	令和元年11月26日
	公益社団法人 福岡県観光連盟	令和元年12月10日
	福岡県選手強化推進実行委員会	令和元年12月10日
	学校法人 久留米大学 (久留米大学病院)	令和元年12月11日
	公益社団法人 福岡県医師会	令和元年12月12日
	公益財団法人 九州交響楽団	令和元年12月17日
	公益社団法人 福岡県トラック協会	令和元年12月18日
	福岡県中小企業団体中央会	令和元年12月18日
	医療法人社団 宗正会 (東福岡病院)	令和2年1月15日
	医療法人社団 豊永会 (飯塚記念病院)	令和2年1月16日
	福岡県ベンチャービジネス支援協議会	令和2年1月17日
	平成筑豊鉄道推進協議会	令和2年1月21日
	学校法人 福岡大学 (福岡大学筑紫病院)	令和2年1月21日
	川崎本町商店街活性化プロジェクト実行委員会	令和2年1月22日
	学校法人 吉積学園 (碓井ひかり幼稚園)	令和2年1月22日
	一般社団法人 北九州市小倉医師会	令和2年1月28日
一般社団法人 朝倉医師会	令和2年1月29日	

区分	監査対象団体名	監査実施日
交補 付助 団 体 等	福岡県ロボット・システム産業振興 会議	令和2年2月4日
	ラグビーワールドカップ2019福岡 開催推進委員会	令和2年2月4日
	公益財団法人 古都大宰府保存協会	令和2年2月5日
	福岡県伝統的工芸品月間推進 協議会	令和2年2月5日
指公 定の 管施 理設 者の	株式会社 日比谷花壇	令和元年10月3日
	ちくごJR芸術の郷事業団	令和元年11月19日
	東洋緑地建設株式会社	令和元年12月17日
	木下緑化建設株式会社	令和2年1月15日
	福岡県森林組合連合会	令和2年1月23日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに関意を用いて実施した。

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)  
該当なし
- 2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)  
該当なし

**監査公表第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関  
36 機関

(2) 監査対象期間：平成30年9月1日～令和元年8月31日

(3) 監査実施期間：令和元年10月1日～令和元年12月13日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり・県民生活部	アジア文化交流センター	令和元年10月16日～令和元年10月18日
	女性相談所	令和元年10月31日～令和元年11月1日
	消費生活センター	令和元年10月11日
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	令和元年10月16日～令和元年10月18日
	粕屋保健福祉事務所	令和元年12月4日～令和元年12月6日
	糸島保健福祉事務所	令和元年11月6日～令和元年11月7日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和元年10月23日～令和元年10月25日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和元年12月11日～令和元年12月13日
	田川保健福祉事務所	令和元年11月26日～令和元年11月29日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和元年10月8日～令和元年10月10日
	南筑後保健福祉環境事務所	令和元年10月8日～令和元年10月10日
	京築保健福祉環境事務所	令和元年11月20日～令和元年11月22日
	保健環境研究所	令和元年11月6日～令和元年11月7日
	精神保健福祉センター	令和元年11月14日～令和元年11月15日
	食肉衛生検査所	令和元年11月21日
	福岡児童相談所	令和元年10月31日～令和元年11月1日
	久留米児童相談所	令和元年10月29日～令和元年10月30日
	田川児童相談所	令和元年11月12日～令和元年11月13日
	大牟田児童相談所	令和元年11月14日～令和元年11月15日
福祉労働部	宗像児童相談所	令和元年11月12日～令和元年11月13日
	京築児童相談所	令和元年10月31日～令和元年11月1日
	福岡学園	令和元年10月3日～令和元年10月4日
	障がい者更生相談所	令和元年11月20日
	こども療育センター新光園	令和元年11月14日～令和元年11月15日
	福岡労働者支援事務所	令和元年11月8日
	北九州労働者支援事務所	令和元年11月8日
	筑後労働者支援事務所	令和元年11月8日
	筑豊労働者支援事務所	令和元年11月8日

監査対象機関名	監査実施日
福岡高等技術専門校	令和元年10月1日～令和元年10月2日
戸畑高等技術専門校	令和元年10月3日～令和元年10月4日
小竹高等技術専門校	令和元年10月3日～令和元年10月4日
久留米高等技術専門校	令和元年10月29日～令和元年10月30日
大牟田高等技術専門校	令和元年11月12日～令和元年11月13日
田川高等技術専門校	令和元年10月1日～令和元年10月2日
小倉高等技術専門校	令和元年10月1日～令和元年10月2日
福岡障害者職業能力開発校	令和元年10月29日～令和元年10月30日

福祉労働部

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

### (1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱及び払込の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

### (2) 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

### (3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

### (4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

### (5) 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

### (6) 物品

取得、管理及び処分状況

### (7) 扶助費

扶助費の執行状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）該当なし
- 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	支出	1	生活保護費について、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を収入認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。
計			1件



監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等41機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：警察本部関係機関41 機関  
 (2) 監査対象期間：平成30年11月1日～令和元年10月31日  
 (3) 監査実施期間：令和2年1月9日～令和2年2月14日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	令和2年2月12日～令和2年2月13日
警察学校	令和2年1月20日
交通機動隊	令和2年1月20日
高速道路交通警察隊	令和2年1月17日
第一機動隊	令和2年1月17日
第二機動隊	令和2年1月20日
中央警察署	令和2年2月6日～令和2年2月7日
博多警察署	令和2年2月12日～令和2年2月14日
東警察署	令和2年2月6日～令和2年2月7日
南警察署	令和2年1月30日～令和2年1月31日
早良警察署	令和2年2月12日～令和2年2月13日
西警察署	令和2年1月28日～令和2年1月29日
粕屋警察署	令和2年2月4日～令和2年2月5日
春日警察署	令和2年2月4日～令和2年2月5日
筑紫野警察署	令和2年2月6日～令和2年2月7日
糸島警察署	令和2年1月20日
宗像警察署	令和2年1月20日
朝倉警察署	令和2年1月20日
博多臨港警察署	令和2年1月20日
福岡空港警察署	令和2年1月20日
小倉北警察署	令和2年1月23日～令和2年1月24日
小倉南警察署	令和2年1月28日～令和2年1月29日
八幡東警察署	令和2年1月20日
八幡西警察署	令和2年1月23日～令和2年1月24日
折尾警察署	令和2年1月21日～令和2年1月22日
若松警察署	令和2年1月30日～令和2年1月31日
戸畑警察署	令和2年1月21日～令和2年1月22日
門司警察署	令和2年2月4日～令和2年2月5日
行橋警察署	令和2年1月28日～令和2年1月29日
豊前警察署	令和2年1月30日～令和2年1月31日
飯塚警察署	令和2年1月15日～令和2年1月16日
嘉麻警察署	令和2年1月21日～令和2年1月22日

監査対象機関名	監査実施日
直方警察署	令和2年1月23日～令和2年1月24日
田川警察署	令和2年1月15日～令和2年1月16日
久留米警察署	令和2年1月9日～令和2年1月10日
小郡警察署	令和2年1月20日
うきは警察署	令和2年1月20日
筑後警察署	令和2年1月15日～令和2年1月16日
八女警察署	令和2年1月20日
柳川警察署	令和2年1月9日～令和2年1月10日
大牟田警察署	令和2年1月9日～令和2年1月10日

## 2 監査の着眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

### (1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱及び払込の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

### (2) 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

### (3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給状況

### (4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

### (5) 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

### (6) 物品

取得、管理及び処分状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし
- 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

調査区分	件数	説明
収入	1	自動販売機設置に係る建物貸付料について、納入義務者が当該年度分を平成31年4月30日までに納入できるよう4月9日までに調定を行うべきところ、これが遅延していた。
計	1	1件

**監査公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の公文書館等27機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海



2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当の認定及び支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

(7) 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
総務部 東福岡 県税事務所	その他	1	支出及び歳計外現金の払出について、支出命令書等の決裁を受けた後に支払決定等を行うべきところ、この決裁を受ける前に、支払決定等を行っていた。 加えて、支払決定等の際に使用する資格管理用小型装置（USB キー）を施錠可能な保管庫に保管すべきところ、これを行っていないかった。
商工部 工業技術センター ターイセンター ア研究所	支 出	1	試験機器の使用に係る支出科目について、「使用料及び賃借料」とすべきところ、「その他役務費」として支出していた。
計		2	件



- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
総 務 部	収 入	1	文書複写料として収納した現金について、遅滞なく金融機関に払い込むべきところ、遅延していた。
計			1 件

**監査公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等133機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関  
 (2) 監査対象期間：平成30年9月1日～令和元年8月31日  
 (3) 監査実施期間：令和元年10月1日～令和元年12月13日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	令和元年10月2日～令和元年10月4日
北九州教育事務所	令和元年10月10日～令和元年10月11日
北筑後教育事務所	令和元年10月30日～令和元年11月1日
南筑後教育事務所	令和元年10月16日～令和元年10月18日
筑豊教育事務所	令和元年10月31日～令和元年11月1日
京築教育事務所	令和元年10月10日～令和元年10月11日
教育センター	令和元年10月9日
体育研究所	令和元年10月8日
美術館	令和元年11月22日
図書館	令和元年10月8日
社会教育総合センター	令和元年11月20日
英彦山青年の家	令和元年10月25日
少年自然の家「玄海の家」	令和元年10月29日
九州歴史資料館	令和元年10月25日
青豊高等学校	令和元年11月14日
築上西高等学校	令和元年11月14日
育徳館高等学校	令和元年11月14日
苅田工業高等学校	令和元年11月14日
京都高等学校	令和元年10月23日
行橋高等学校	令和元年10月24日
門司学園高等学校	令和元年11月14日
門司大翔館高等学校	令和元年10月4日
小倉南高等学校	令和元年11月14日
小倉商業高等学校	令和元年10月3日
小倉高等学校	令和元年10月1日
小倉工業高等学校	令和元年10月9日
小倉西高等学校	令和元年11月14日

監査対象機関名	監査実施日
北九州高等学校	令和元年11月14日
小倉東高等学校	令和元年10月2日
戸畑高等学校	令和元年11月14日
ひびき高等学校	令和元年11月14日
戸畑工業高等学校	令和元年11月14日
若松高等学校	令和元年11月14日
若松商業高等学校	令和元年11月14日
八幡高等学校	令和元年11月14日
八幡中央高等学校	令和元年10月16日
八幡工業高等学校	令和元年10月18日
八幡南高等学校	令和元年10月17日
北筑高等学校	令和元年11月14日
東筑高等学校	令和元年11月22日
折尾高等学校	令和元年11月14日
中間高等学校	令和元年11月14日
遠賀高等学校	令和元年11月15日
宗像高等学校	令和元年11月12日
光陵高等学校	令和元年11月15日
水産高等学校	令和元年11月15日
玄界高等学校	令和元年11月13日
新宮高等学校	令和元年11月12日
福岡魁誠高等学校	令和元年11月15日
須恵高等学校	令和元年11月15日
宇美商業高等学校	令和元年11月15日
香住丘高等学校	令和元年11月15日
香椎高等学校	令和元年11月15日
香椎工業高等学校	令和元年11月15日
博多青松高等学校	令和元年11月15日
福岡高等学校	令和元年11月15日
筑紫丘高等学校	令和元年11月15日
柏陵高等学校	令和元年11月15日
福岡中央高等学校	令和元年11月15日
城南高等学校	令和元年10月1日
修猷館高等学校	令和元年11月19日
福岡工業高等学校	令和元年11月15日
福岡講倫館高等学校	令和元年11月15日

監査対象機関名	監査実施日
早良高等学校	令和元年10月8日
玄洋高等学校	令和元年11月14日
筑前高等学校	令和元年10月8日
春日高等学校	令和元年10月8日
太宰府高等学校	令和元年11月6日
福岡農業高等学校	令和元年11月7日
筑紫中央高等学校	令和元年10月8日
武蔵台高等学校	令和元年11月8日
筑紫高等学校	令和元年10月8日
糸島高等学校	令和元年10月8日
糸島農業高等学校	令和元年10月8日
小郡高等学校	令和元年10月8日
三井高等学校	令和元年11月26日
久留米筑水高等学校	令和元年10月8日
明善高等学校	令和元年10月8日
久留米高等学校	令和元年11月8日
三潞高等学校	令和元年10月8日
大川樟風高等学校	令和元年10月8日
伝習館高等学校	令和元年10月8日
山門高等学校	令和元年10月8日
三池高等学校	令和元年10月24日
三池工業高等学校	令和元年10月8日
大牟田北高等学校	令和元年10月8日
ありあけ新世高等学校	令和元年11月14日
八女高等学校	令和元年11月19日
八女工業高等学校	令和元年11月20日
福島高等学校	令和元年11月27日
八女農業高等学校	令和元年10月8日
浮羽工業高等学校	令和元年11月6日
浮羽究真館高等学校	令和元年10月8日
朝倉高等学校	令和元年11月7日
朝倉東高等学校	令和元年10月8日
朝倉光陽高等学校	令和元年10月8日
田川高等学校	令和元年11月27日
東鷹高等学校	令和元年10月9日
田川科学技術高等学校	令和元年10月8日

監査対象機関名	監査実施日
西田川高等学校	令和元年10月9日
稲築志耕館高等学校	令和元年10月30日
嘉穂高等学校	令和元年11月14日
嘉穂東高等学校	令和元年10月29日
嘉穂総合高等学校	令和元年11月14日
鞍手高等学校	令和元年10月9日
直方高等学校	令和元年10月9日
筑豊高等学校	令和元年11月26日
鞍手竜徳高等学校	令和元年10月9日
築城特別支援学校	令和元年10月9日
小倉聴覚特別支援学校	令和元年10月9日
北九州視覚特別支援学校	令和元年10月8日
特別支援学校「北九州高等学園」	令和元年12月10日～令和元年12月11日
古賀特別支援学校	令和元年10月9日
福岡特別支援学校	令和元年10月9日
福岡聴覚特別支援学校	令和元年12月10日～令和元年12月11日
福岡高等聴覚特別支援学校	令和元年12月3日～令和元年12月4日
太宰府特別支援学校	令和元年10月9日
福岡視覚特別支援学校	令和元年10月9日
福岡高等視覚特別支援学校	令和元年10月9日
特別支援学校「福岡高等学園」	令和元年12月3日～令和元年12月4日
小郡特別支援学校	令和元年11月28日～令和元年11月29日
久留米聴覚特別支援学校	令和元年12月12日～令和元年12月13日
田主丸特別支援学校	令和元年10月9日
柳河特別支援学校	令和元年12月5日～令和元年12月6日
筑後特別支援学校	令和元年12月12日～令和元年12月13日
川崎特別支援学校	令和元年11月28日～令和元年11月29日
嘉穂特別支援学校	令和元年10月9日
直方特別支援学校	令和元年12月5日～令和元年12月6日
育徳館中学校	令和元年11月14日
門司学園中学校	令和元年11月14日
宗像中学校	令和元年11月13日
嘉穂高等学校附属中学校	令和元年11月14日
輝翔館中等教育学校	令和元年10月23日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

## (1) 収入

使用料及び手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

## (2) 支出

報償費、旅費、需用費、委託料及び扶助費等の執行状況

## (3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況（教育事務所においては、小

- ・中学校等教職員の通勤、扶養、住居手当の認定状況）

## (4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

## (6) 物品

取得、管理及び処分状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
直方特別支援学校	支出	1	扶助費（特別支援教育就学奨励費）について、生徒の世帯の収入額を過少に算定し、支給対象ではない学校給食費等を支払ったため、支給過大となっていた。
久留米高等学校	支出	1	資金前渡された負担金、補助及び交付金（奨学給付金）について、資金前渡を受けた日の翌日から起算して5日以内に精算の手続を行うべきところ、これを行っていないかった。
九州歴史資料館	契約	1	特別史跡大宰府跡災害復旧の工事請負契約について、契約額が500万円以上の建設工事であったため、契約保証金（これに代わる担保を含む）を納付させるべきところ、工事履行証明書の確認をもって契約保証金を免除していた。

対象機関名	調査区分	件数	説明
小倉西高等学校	契約	1	コンクリートブロック塀緊急対策の工事請負契約について、契約額が500万円以上の建設工事であったため、契約保証金（これに代わる担保を含む）を納付させるときとところ、工事履行証明書の確認をもって契約保証金を免除していた。
計			4件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の属する部署名	調査区分	件数	説明
教育委員会	支出	1	扶助費（特別支援教育就学奨励費）について、生徒の世帯の収入額を過少に算定し、支給対象ではない学校給食費等を支払ったため、支給過大となっていた。
		1	資金前渡されたその他需用費（社会教育研究大会参加資料代）について、当該大会が中止となったため、資金前渡を受けた日の翌日から起算して5日以内に精算し、返納の手続を行っていないかった。
	契約	1	コンクリートブロック塀他改修の工事請負契約について、工期を延長した際、契約の相手方に工期延長期間の履行保証を求めるときとところ、これを行っていないかった。
		1	側溝浚渫の業務委託契約について、業務全般の履行を確認すべきところ、排出土砂の処分に関する履行確認を行っていないかった。
計			4件



監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を北九州東県税事務所等20機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部、商工部の出先機関及び警察本部関係機関20機関
- (2) 監査対象期間：平成31年3月1日又は平成31年4月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：令和元年9月4日から令和元年10月29日まで

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	北九州東区税務所	平成31年3月1日から 令和元年9月20日まで	令和元年9月20日
	久留米県税務所	平成31年4月1日から 令和元年10月1日まで	令和元年10月1日
	大牟田県税務所	平成31年3月1日から 令和元年9月27日まで	令和元年9月27日
商工部	パースポータルセンター	平成31年3月1日から 令和元年9月6日まで	令和元年9月6日
	福岡中小企業振興事務所	平成31年3月1日から 令和元年9月4日まで	令和元年9月4日
	久留米中小企業振興事務所	平成31年4月1日から 令和元年10月4日まで	令和元年10月4日
	大阪事務所	平成31年3月1日から 令和元年9月19日まで	令和元年9月19日
	工業技術センター生物食品研究所	平成31年3月1日から 令和元年9月19日まで	令和元年9月19日
	工業技術センターインテリア研究所	平成31年4月1日から 令和元年10月11日まで	令和元年10月11日
	博多警察署	平成31年4月1日から 令和元年10月10日まで	令和元年10月10日
	東警察署	平成31年3月1日から 令和元年9月18日まで	令和元年9月18日
	春日警察署	平成31年3月1日から 令和元年9月5日まで	令和元年9月5日
	博多臨港警察署	平成31年4月1日から 令和元年10月3日まで	令和元年10月3日
警察本部	福岡空港警察署	平成31年4月1日から 令和元年10月8日まで	令和元年10月8日
	小倉南警察署	平成31年4月1日から 令和元年10月2日まで	令和元年10月2日
	若松警察署	平成31年4月1日から 令和元年10月24日まで	令和元年10月24日
	門司警察署	平成31年4月1日から 令和元年10月9日まで	令和元年10月9日
	飯塚警察署	平成31年4月1日から 令和元年10月23日まで	令和元年10月23日
	久留米警察署	平成31年4月1日から 令和元年10月29日まで	令和元年10月29日
	八女警察署	平成31年3月1日から 令和元年9月26日まで	令和元年9月26日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談による任用事実等の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

## 3 監査の範囲

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金

(3) 旅費

(4) 交際費

(5) 食糧費

(6) その他需用費

(7) タクシー借上料

(8) 会場借上料

(9) 備品購入費

(10) 内部統制

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

**監査公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を人事課等55機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、議会事務局、教育庁及び警察本部の55機関  
 (2) 監査対象期間：令和元年5月1日、令和元年6月1日又は令和元年7月1日から監査実施日まで  
 (3) 監査実施期間：令和元年11月6日から令和2年1月30日まで

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	人事課	令和元年5月1日から 令和元年11月15日まで	令和元年11月15日
	税務課	令和元年7月1日から 令和2年1月10日まで	令和2年1月10日
	県民情報広報課	令和元年7月1日から 令和2年1月10日まで	令和2年1月10日
	防災危機管理局防災企画課	令和元年7月1日から 令和2年1月16日まで	令和2年1月16日
	防災危機管理局消防防災指導課	令和元年7月1日から 令和2年1月16日まで	令和2年1月16日
	総合政策課	令和元年7月1日から 令和2年1月15日まで	令和2年1月15日
	市町村支援課	令和元年7月1日から 令和2年1月28日まで	令和2年1月28日
	国際地域課	令和元年5月1日から 令和元年11月22日まで	令和元年11月22日
	スポーツ振興課	令和元年7月1日から 令和2年1月17日まで	令和2年1月17日
	私学振興・青少年育成局私学振興課	令和元年5月1日から 令和元年11月22日まで	令和元年11月22日
保健医療介護部	保健医療介護総務課	令和元年7月1日から 令和2年1月28日まで	令和2年1月28日
	健康増進課	令和元年5月1日から 令和元年11月19日まで	令和元年11月19日
	薬務課	令和元年5月1日から 令和元年11月19日まで	令和元年11月19日
	保護・援護課	令和元年5月1日から 令和元年11月20日まで	令和元年11月20日
	労働局職業能力開発課	令和元年5月1日から 令和元年11月20日まで	令和元年11月20日
環境部	循環型社会推進課	令和元年7月1日から 令和2年1月15日まで	令和2年1月15日
	監視指導課	令和元年5月1日から 令和元年11月15日まで	令和元年11月15日
商工部	企業立地課	令和元年7月1日から 令和2年1月24日まで	令和2年1月24日
	観光局観光政策課	令和元年7月1日から 令和2年1月22日まで	令和2年1月22日
	観光局観光振興課	令和元年7月1日から 令和2年1月22日まで	令和2年1月22日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日		
農林水産部	農山漁村振興課	令和元年5月1日から 令和元年11月7日まで	令和元年11月7日	
	輸出促進課	令和元年5月1日から 令和元年11月7日まで	令和元年11月7日	
	水田農業振興課	令和元年7月1日から 令和2年1月9日まで	令和2年1月9日	
	農村森林整備課	令和元年7月1日から 令和2年1月9日まで	令和2年1月9日	
	福岡農林事務所	令和元年5月1日から 令和元年11月21日まで	令和元年11月21日	
	朝倉農林事務所	令和元年5月1日から 令和元年11月29日まで	令和元年11月29日	
	飯塚農林事務所	令和元年6月1日から 令和元年12月17日まで	令和元年12月17日	
	農林業総合試験場	令和元年6月1日から 令和元年12月6日まで	令和元年12月6日	
	農林業総合試験場筑後分場	令和元年6月1日から 令和元年12月4日まで	令和元年12月4日	
	筑後家畜保健衛生所	令和元年6月1日から 令和元年12月4日まで	令和元年12月4日	
	水産海洋技術センター 内水面研究所	令和元年6月1日から 令和元年12月5日まで	令和元年12月5日	
	県土整備総務課	令和元年7月1日から 令和2年1月29日まで	令和2年1月29日	
	道路維持課	令和元年7月1日から 令和2年1月29日まで	令和2年1月29日	
	河川管理課	令和元年7月1日から 令和2年1月24日まで	令和2年1月24日	
	福岡県土整備事務所	令和元年7月1日から 令和2年1月21日まで	令和2年1月21日	
	南筑後県土整備事務所	令和元年5月1日から 令和元年11月8日まで	令和元年11月8日	
建築都市部	京築県土整備事務所	令和元年6月1日から 令和元年12月20日まで	令和元年12月20日	
	朝倉県土整備事務所	令和元年6月1日から 令和元年12月18日まで	令和元年12月18日	
	那珂県土整備事務所	令和元年6月1日から 令和元年12月19日まで	令和元年12月19日	
	建築指導課	令和元年7月1日から 令和2年1月30日まで	令和2年1月30日	
	営繕設備課	令和元年7月1日から 令和2年1月30日まで	令和2年1月30日	
	流域下水道事務所	令和元年6月1日から 令和元年12月3日まで	令和元年12月3日	
	議会事務局	令和元年7月1日から 令和2年1月23日まで	令和2年1月23日	
	教育庁	総務企画課	令和元年7月1日から 令和2年1月23日まで	令和2年1月23日
		財務課	令和元年5月1日から 令和元年11月6日まで	令和元年11月6日
		体育スポーツ健康課	令和元年5月1日から 令和元年11月6日まで	令和元年11月6日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
警察本部	情報管理課	令和元年6月1日から 令和元年12月10日まで	令和元年12月10日
	会計課	令和元年6月1日から 令和元年12月13日まで	令和元年12月10日 ～令和元年12月13日
	厚生課	令和元年6月1日から 令和元年12月10日まで	令和元年12月10日
	人身安全対策課	令和元年6月1日から 令和元年12月11日まで	令和元年12月11日
	刑事総務課	令和元年6月1日から 令和元年12月11日まで	令和元年12月11日
	科学捜査研究所	令和元年6月1日から 令和元年12月13日まで	令和元年12月13日
	機動捜査隊	令和元年6月1日から 令和元年12月12日まで	令和元年12月12日
	交通捜査課	令和元年6月1日から 令和元年12月12日まで	令和元年12月12日
	公安第二課	令和元年6月1日から 令和元年12月13日まで	令和元年12月13日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談による任用事実等の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

特殊勤務手当：特殊勤務手当実績と業務日誌等との照合確認

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明	
那珂県土整備事務所	支出	1		臨時職員の賃金について、支出命令書の決裁を受けた後に支払決定すべきところ、決裁を受けずに支払決定を行っていた。
計				1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
人づくり・ 県民生活部  建築都市部	支出	1	資金前渡により支払われた食糧費（交流会費）について、その支払いを終了した日の翌日から起算して5日以内に精算すべきところ、その期限までに精算を行っていないかった。
	財産	1	いったん交付され、使用せず返却すべきであったタクシーチケットについて、所在不明となっていた。
	その他	1	出納員の引継について、引継目録を作成し、これを引継ぐべきところ、作成していなかった。
計		3件	



**監査公表第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果（令和元年11月11日1監総第216号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

1 農政第1671号  
令和2年3月12日

福岡県監査委員 藤山 泰三 様  
同 行 正 晴 様  
同 岩 正 裕 様  
同 長 崎 海 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年11月11日1監総第216号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
水産海洋技術センター	500万円以上の海藻生産施設建築工事契約において、契約保証金（これに代わる担保を含む）を納付させなければならぬところ、工事履行証明書をもって契約保証金を免除していた。	本契約は未だ工事中であったため、直ちに契約保証金を納付させた。 所属で作成している契約保証金に係るチェックリストに、「(工事履行証明書をもって行う契約保証金の免除は、) 建設工事に係るものにあつては、契約金額500万円未満のものに限る。」ことを明記し、全職員に周知徹底した。 今後は、契約保証金に関する事項について、起工伺、入札及び契約の際に、担当者、副担当者、出納員及び決裁権者による確認を徹底することで、再発を防止することとした。

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	コンピュータソフトウェアの使用に当たって、ライセンスキー等の入力が必要なものについては、14節(使用料及び賃借料)で支出すべきであったところ、18節(備品購入費)で支出していた。	会計課作成の会計事務に係る問答集の該当箇所を全職員に配布し、支出科目の誤りが生じたよう周知徹底した。 今後は、支出科目を制度所管課に確認し適正に予算計上することとした。さらに、購入時及び支払時にも会計担当、出納員及び決裁権者による確認を徹底することとした。
農林水産部	コンピュータソフトウェアの使用に当たって、ライセンスキー等の入力が必要なものについては、14節(使用料及び賃借料)で支出すべきであったところ、11節03(その他需用費)で支出していた。	会計課作成の会計事務に係る問答集の該当箇所を全職員に配布し、支出科目の誤りが生じたよう周知徹底した。 今後は、支出科目を制度所管課に確認し適正に予算計上することとした。さらに、購入時及び支払時にも会計担当、出納員及び決裁権者による確認を徹底することとした。

**監査公表第10号**

令和元年5月24日付けで公表した、包括外部監査人工藤重之が実施した「子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果の報告に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

1人第1309号  
令和2年3月25日

福岡県監査委員	藤山	泰三	様
同	行正	晴實	様
同	岩崎	勇裕	様
同	長	海	様

福岡県知事 小川 洋

平成30年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について

(1) 保健医療介護部

監査の結果及び意見	講じた措置等
ア 健康増進課	
(ア) 学童期むし歯予防推進事業	
<p>① (意見) 学童期むし歯予防推進事業の継続的かつ広域的な構築について</p> <p>フッ化物洗口の予防効果が増加するよう、継続的かつ広域的に事業を構築することが望まれる。具体的には、各市町村又は小学校で行われるフッ化物洗口推進事業に係る導入経費、及び継続的な事業費を補助する制度を構築すること等が考えられる。</p>	<p>市町村が行う小学校におけるフッ化物洗口について、導入経費を県が負担するとともに、継続的に事業費を補助する制度を令和元年度に構築した。</p>
(イ) 不妊治療等支援事業費	
<p>① (意見) 不妊治療助成対象者等拡充の検討について</p> <p>現在の不妊治療助成制度では、妊娠・出産を希望する方のうち助成の対象外となっている場合や、不妊治療等を継続したいが経済的理由から不妊治療等を断念せざるを得ない場合があるといったことが考えられる。</p> <p>全国的には、事実婚の夫婦も対象としている自治体や治療ステージの内容に応じて助成金額をかき上げしている自治体もあり、国の助成制度よりも手厚い独自の助成制度を設け、妊娠・出産を希望する方への支援策を強化している事例がある。</p> <p>県は、医療機関や市町村と連携して妊娠・出産を希望する方々の要望事項等を把握し、県独自の不妊治療等助成制度を検討して助成対象者等を拡充することが望まれる。</p>	<p>他道府県、政令市・中核市の独自助成の取組み状況について情報収集するとともに、専門的な知見を有する医師に特定不妊治療の効果的な運用について意見を伺い、本県の特徴不妊治療の分析を行った上で、助成制度のあり方について検討を行っていくこととした。</p>
(ウ) 母子保健指導費	
<p>① (指摘) 先天性代謝異常等検査事業委託に係る事前決裁前の見積書徴取について</p> <p>平成29年度の事業実施に当たり、委託契約に関する事前同様の決裁に基づき、事業者から見積書が徴取されているが、見積書の日付が事前同様の決裁の日付より前の日付となっていた。</p> <p>文書の施行は、起案文書の決裁に基づき行われるが、決裁の日付より前の日付で見積書を受領することは、行政機関としての意思決定である決裁自体が適切に行われていないとの懸念を抱かせかねない。よって、県は、適切に文書管理事務を行い、所属長は、文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。</p>	<p>平成30年1月以降、保健医療介護部(本庁)では、補助金交付、委託契約等財務会計事務に係る事項について、主管課長合議としており、担当課との二重チェックを行うこととした。</p> <p>また、平成31年2月25日に所属長から職員に対して指導を行い、福岡県文書管理規程に基づく文書事務の適正な処理を徹底した。</p> <p>【全庁的な取組】 令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>

## (2) 福祉労働部

監査の結果及び意見	講じた措置等
福祉総務課	
(ア) 社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査	
<p>① (意見) 指導監査業務における外部専門家の利用の検討について</p> <p>指導監査における指導をより強化するため、会計に關する部分など高度な専門的知識を要する事項については、他自治体の例も参考にも、外部専門家の利用を検討することが望まれる。</p>	<p>指導監査業務のうち、会計に關する監査に係る外部専門家の活用に関して、他自治体(6自治体)における利用状況の調査を行ったところ、会計に關する監査の全てを外部専門家に委託している、また、特別職非常勤職員として採用している自治体はない。</p> <p>現状は、職員を養成することにより、指導監査を実施しており、特段の支障は生じていない。</p> <p>よって、公認会計士等の外部専門家の利用に關して、以下の観点により、引き続きその必要性について検討することとする。</p> <p>①会計に關する指導監査業務のうち、どの部分を外部専門家に置き換えるのか</p> <p>②職員を養成する費用と外部専門家を利用する場合の費用比較</p> <p>③外部専門家を利用することにより、社会福祉法人の会計事務の更なる適正化が図られるのか</p>
(イ) 民生委員児童委員活動費	
<p>① (意見) 民生委員児童委員協議会事業費補助金に係る補助対象経費の明確化について</p> <p>本補助金は創設から既に長期間が経過しており、補助目的と補助対象経費との関係が不明確になっているため、果しては、補助対象経費を団体の裁量で選択できないよう交付要綱などで具体的に定めるとともに、補助対象経費とそれ以外の経費とを明確に区分させることが望まれる。</p> <p>補助対象経費の明確化を行うことにより、交付目的に沿った支出が実際にどの程度あるのか、補助金額が妥当なものであるのかを判断できると考えられる。</p>	<p>平成31年3月から、これまで任意の様式であった以下の様式を交付要綱の中で定め、補助対象経費の明確化を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請時の収支予算書・内訳書</li> <li>・実績報告時の収支計算書・内訳書</li> </ul> <p>【全庁的な取組】</p> <p>令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
<p>② (意見) 市町村民生委員協議会に対する補助金の取扱いについて</p> <p>補助金の審査に当たって、補助対象事業に係る収入がある場合は、市町村からの補助金以外の収入についても、原則として事業費の総額から控除することが望まれる。補助対象経費の算定基準も明確でないため、交付要綱などで補助対象外となる経費を明確に定めるとともに、歳入歳出決算書抄本の様式をより具体的に示すことが望ましい。</p>	<p>これまで補助対象経費から控除する収入を市町村補助金のみとしていたが、それ以外の収入も含むよう、平成31年3月に交付要綱を改めた。</p> <p>また、補助対象経費を明示した以下の様式を定め、市町村による項目の追加・削除などの変更を不可とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請時の収支予算内訳書</li> <li>・概算私申請時の資金計画書</li> <li>・実績報告時の収支決算内訳書</li> </ul> <p>【全庁的な取組】</p> <p>令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>

<p>イ 子育て支援課</p>	
<p>(ア) 保育対策等促進費</p>	
<p>① (指摘) 一時預かり事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について</p> <p>本補助金の交付要綱にて添付することが義務付けられている「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」が添付されていない事例があった。                  「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」は、実績報告書及びその添付書類に記載された各種数値と、当該市町村の歳入歳出決算数値の整合性を確かめるために、実績報告書の添付書類とされている。                  したがって、県は、実績報告書の添付書類である「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」について、添付の確認及び数値の整合性等に係る審査を徹底する必要がある。</p> <p>なお、審査の徹底については「④(意見)地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について」に記載した数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等の作成について検討することが望まれる。</p>	<p>平成30年8月24日、審査を行う職員全員に対し、本事例について周知し、審査時及び決裁時のチェックを徹底するよう指導を行い、補助金審査強化のためのチェックリスト等について、令和元年度中に作成することとした。</p> <p>【全庁的な取組】                  令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
<p>② (指摘) 地域子育て支援拠点事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について</p> <p>本補助金の交付要綱にて添付することが義務付けられている「補助金事業実施状況」に記載された「対象経費の実支出額」と同じく添付が義務付けられている「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」に記載された「対象経費の実支出額」は、本来金額が一致すべきであるにもかかわらず、金額が各書類で異なっていた事例があった。                  「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」は、実績報告書及びその添付書類に記載された各種数値と、当該市町村の歳入歳出決算数値の整合性を確かめるために、実績報告書の添付書類とされている。                  したがって、県は、実績報告書の添付書類である「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」について、添付の確認及び数値の整合性等に係る審査を徹底する必要がある。</p> <p>なお、審査の徹底については「④(意見)地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について」に記載した数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等の作成について検討することが望まれる。</p>	<p>平成30年8月24日、審査を行う職員全員に対し、本事例について周知し、審査時及び決裁時のチェックを徹底するよう指導を行い、補助金審査強化のためのチェックリスト等について、令和元年度中に作成することとした。</p> <p>【全庁的な取組】                  令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
<p>③ (意見) ファミリー・サポート・センター機能の充実について</p> <p>県へのヒアリング及び県資料の閲覧等を行った結果、ファミサポート未設置の市町村が多いことや、提供会員の報酬は一般的に低廉であり、基本的にはボランティアという側面が強く提供会員不足となっていることなどの課題があると考えられる。                  このような課題及び民間事業者によるファミサポートに類似又は代替する事業の可能性を踏まえ、県は広域的な行政主体として、ファミサポート機能の充実に向けて、県内におけるファミサポートの実態について調査及び分析を行うこと、またその調査及び分析結果を踏まえ、市町村等に対する追加的な支援策を検討すること、さらに市町村向け、ファミサポートの運営主体向け研修会・交流会の拡充を検討することが望まれる。</p>	<p>ファミリー・サポート・センターの現状を把握するため、令和元年度に市町村調査を実施し、その結果を踏まえ、支援策を検討することとした。                  研修会の拡充については、市町村向け研修会において、昨年度の研修参加者へのアンケートを踏まえ、市町村間で意見交換を行う時間を増やし、令和2年2月に実施した。</p>



<p>④ (意見) 地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について</p> <p>県は、国の交付金制度に基づき、地域子ども・子育て支援事業として市町村に補助金を交付している。「第一義的には市町村で補助金額の確認が行われていることについては、市町村で確認した証拠を示す書類は、各補助金の実績報告書には添付されおらず、補助金の審査に当たって、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等が組織として事前に検討・整理されていない。</p> <p>県は、市町村において第一義的に補助金額の基礎資料等による確認が行われているとすれば、その確認結果を添付書類として提出することを依頼する等、審査の強化を検討することが望まれる。</p> <p>具体的には、補助金額算出の根拠となる日数、時間数、人数等の各数値について、その基礎資料まで溯り数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリストを作成し、市町村に当該チェックリスト等で確認することを依頼することが考えられる。</p> <p>また、県が補助金の審査を行う際は、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等、審査の各項目等を整理したマニュアルを作成し、審査時に活用することが考えられる。</p> <p>地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、都道府県は広域自治体として市町村を支えるとともに、事業が健全に運営されるよう助言・援助等を行う必要がある。県は、この趣旨を踏まえ、補助金に係る審査の強化について検討することが望まれる。</p>	<p>市町村が基礎資料の確認を適切に行えるためのチェックリストを新たに作成し、実績報告書の添付資料として提出を求めるとした。</p> <p>県での補助金審査においては、審査項目等を整理したマニュアルを作成し、活用することとした。</p> <p>なお、チェックリスト及びマニュアルは令和元年度中に作成することとした。</p> <p>【全庁的な取組】 令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
<p>(イ) 子育て応援社会づくり推進費</p> <p>① (意見) にごここ家族づくりポータルサイト事業に係る効果検証の実施について</p> <p>同ウェブサイトの「子育て応援広場」では、県内市町村のすべての子育て情報が記載されていない状況にあることや、子どもと遊ぶことのできる施設情報や医療機関等に関する情報量が少ない印象であり、県民にとって利便性の高いウェブサイトとは必ずしも言い難いとも考えられる。県は、ウェブサイトの目的達成の程度、利用者に対する有用性、情報の更なる充実等に要するコスト等の観点からウェブサイトの効果検証を行うことが望まれる。また、検証の結果を踏まえ、同ウェブサイトにおける情報の充実強化や情報の改編等の対応を検討することが望まれる。</p>	<p>ウェブサイトの効果検証については、毎月、ページごとのビュー数を把握すること等により、県民が必要とする情報の把握・分析を行っている。</p> <p>それを踏まえ、イベント情報等の更新を強化する必要があると判断したため、令和元年度においては、市町村や関係課に対する情報収集の強化に努めることとした。</p>
<p>(ウ) 保育所等に対する指導監査</p> <p>① (指摘) 指導監査における施設等からの改善報告書提出期限遵守の徹底について</p> <p>「改善報告書」の提出が遅れていた施設への指導事項の中には、保育士の配置不足や防災対策の不備等利用者の安全の確保の観点から見ると重大な事項も含まれている。特に保育施設は、自ら安全を確保することが難しい子どもが利用する施設であることから、これら事項の改善状況を適時に把握し、改善を促すことは、監督機関たる県の重要な役割である。</p> <p>県は、認可施設はもとろん今後とも増加が見込まれる届出保育施設の指導監督を適切に行う体制を確保し、改善報告書の提出期限が遵守されるよう、監査対象施設等への指導を徹底する必要がある。</p>	<p>改善報告書の提出期限の遵守については、これまでも施設に対する指導はもちろん、必要に応じて現地に赴くなど、その徹底を図ってきたところである。</p> <p>指導監査の適切な実施のため、保健福祉環境事務所の監査指導課の担当者を集めた会議を年1回開催してきたところであるが、令和元年度からはこれに加え、指導監査体制の一層の強化に向け、保健福祉環境事務所との定期的な協議の場を設けた。</p>

<p>② (意見) 情報システムの導入等による指導監査業務の効率化について</p> <p>一般的に、情報システムを利用することによって情報共有を容易に行うことが可能となり、人為的ミスの軽減など、業務の効率化を図ることができる。また、過去の記録の照会や現在の記録との比較を容易に行うことが可能となるため、データをより有効に利用することができる。さらに、情報システムを利用することで過去のノウハウが標準化され、各保健福祉環境事務所間の判断基準の統一や、作業の代行や担当者交代時の引き継ぎも容易になると考えられる。県は、より効率的かつ効果的に指導監査業務を実施するため、情報システムを導入し指導監査業務の標準化、各種記録のデータベース化及び情報セキュリティ水準の向上を検討することが望まれる。</p>	<p>効果的かつ効果的な監査業務を実施するため、共有サーバー上での疑義照会に係るデータベースの構築など、本庁と事務所間で情報共有できる仕組みを検討していくこととした。</p>
<p>③ (意見) 県ホームページに掲載されている「届出保育施設一覧」掲載情報の更新について</p> <p>県ホームページの「届出保育施設一覧」掲載情報に関し、適時に更新されていない事例が見受けられた。この情報のうち「基準適合届出保育施設に該当するかどうか」、「施設の開設届出以降の未開設、閉鎖」などの情報は、施設の利用者にとって重要かつ有用な情報であり、施設からの届出による情報ではなく、県の立入調査等によって県で把握できる情報である。このような重要かつ有用な情報で県が把握できる情報は、届出保育施設が増加している現状を踏まえ、担当部署の体制整備などを検討の上、適時に更新掲載することが望まれる。</p>	<p>届出保育施設に係る情報については、施設利用者や市町村にとって重要かつ有用な情報であることから、令和元年度から更新頻度を四半期ごとから毎月更新に見直した。また、立入調査結果の公表については、今後予定されている国の情報共有システムの動向を見守るとともに、立入調査を実施する保健福祉環境事務所とも連携を図りながら、その手法や時期について検討していくこととした。</p>
<p>ウ 児童家庭課</p>	
<p>(ア) 児童相談所関係</p>	
<p>① (意見) 市町村地域防災計画への記載要請について</p> <p>大牟田市に対し、市町村防災計画において児童相談所を要配慮者利用施設として記載するよう要請することが望まれる。 なお、現地調査の結果、浸水が想定される1階部分には、児童相談等に関する資料が保存されている状況である。利用児童及び職員が安全確保が最優先であるが、それに加え、災害時におけるこれら資料等の移動等取扱いについてもあらかじめ定めておくことが望まれる。</p>	<p>平成31年2月27日、大牟田市に対し、市町村防災計画において児童相談所を要配慮者利用施設として記載するよう要請した。 また、大牟田児童相談所においては、児童相談等に関する資料について、浸水しない場所に保管することとした。</p>
<p>② (意見) 児童相談所における一時保護委託料の請求時期の統一について</p> <p>一時保護委託者からの委託料の請求に大幅なタイムラグがあるケースが見受けられた。業務の締め及び請求書送付の時期を、一定のルールとして統一するとともに、その旨を明文化することによって、適切な予算執行への対応、請求消込の正確性の確保及び事務作業の効率化を行うことが望まれる。</p>	<p>業務の締め及び請求書送付の時期に係るルールの設定について、令和元年度中に児童相談所と協議のうえ検討することとした。</p>

<p>③ (意見) 児童相談所における給食の献立の共通化について</p> <p>すべての一時保護所、もしくは他の県施設と献立を共通化させ、各一時保護所における給食に係る事務負担の軽減及び事務の効率化を行うことが望まれる。</p>	<p>本県における児童相談所及び他県等の状況を踏まえ、今後のあり方について検討を行うこととした。</p>
<p>(イ) 児童虐待防止対策強化費</p>	
<p>① (指摘) 市町村に対する補助金の適切な審査について</p> <p>補助金額の確定に当たり、各市町村の補助対象経費の内容など適切な審査を行うことが必要である。また、審査時間を確保するためにも、所定の期日までに実績報告書を提出するように各市町村に対して指導することが必要である。</p>	<p>各補助事業について、実績報告書の提出日、額の確定日等を一覧化し、担当者以外の複数人によるチェック体制を確立した。</p> <p>また、各担当者は、スケジュール管理及び十分な審査時間が得られるよう補助要綱及び一覧表により、手順とスケジュールを確認した。</p> <p>令和2年3月中に、各市町村に対して期限遵守の指導を行うこととした。</p> <p>【全庁的な取組】 令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
<p>(ウ) 社会的養護推進費</p>	
<p>① (指摘) 児童養護施設等に対する補助金の適切な審査について</p> <p>補助金額の確定に当たり、十分な審査時間を確保し、実績報告内容の詳細を確認して適切な審査を行うことが必要である。また、本来あるべき補助対象経費を算定して補助金の交付が過大と判断される場合は、返還を求めることが必要である。</p>	<p>令和元年度の補助金から、各補助事業について、実績報告書の提出日、額の確定日等を一覧化し、担当者以外の複数人によるチェック体制を確立した上で、スケジュール管理及び十分な審査時間が得られるようにした。</p> <p>補助金の算定については、実績報告書の日付が一部補助事業完了前に提出されていたため、令和元年8月9日、事業者に事実確認を行い、補助事業が確実に行われていたこと、また、過大交付は生じていないことを確認した。</p> <p>【全庁的な取組】 令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
<p>(エ) 子ども医療対策費</p>	
<p>① (意見) 医療費公費負担金制度運営費補助金の見直し検討について</p> <p>医療費公費負担制度及び本補助金は創設から既に長期間が経過しており、補助目的と補助対象経費との関係が不明確になっているため、県は、本補助金の廃止を含め、必要性についてゼロベースで抜本的に見直すことが望まれる。検討の結果、補助を継続するのであれば、運営費補助的なものとせず、補助対象経費を具体的に定めるとともに、補助対象経費とそれ以外の経費とを明確に区分させることが望まれる。</p> <p>さらに、団体の財政状況等を勘案して補助率及び補助金額の妥当性を検討し、財政状況が極めて良好であり、十分に自己収入で補うことが可能な団体に対しては、県の負担を可能な限り軽減することを検討することも望まれる。</p>	<p>補助金の交付について検討した結果、本県独自の公費医療負担制度を円滑に実施するため、補助対象団体からの医療機関への広報等が必要であることから、補助金を継続する。</p> <p>なお、令和元年度から、補助対象経費を「公費負担制度の指導啓発等に要する費用」と定め、実績報告において明確に区分するよう指導した。</p> <p>【全庁的な取組】 令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>

(才) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
<p>① (意見) 母子父子寡婦福祉資金貸付における「関係人」の定義の明確化について</p> <p>当該貸付の償還に重要な役割を担う「関係人」の定義が、「要領」及び「手順書」に明記されておらず、「関係人」に対してどの程度の折衝が可能か不明瞭であるため、「要領」又は「手順書」において「関係人」を明確に定義するとともに、「関係人」に対して折衝可能な範囲を明確にすることが望まれる。</p>	<p>令和2年3月に、「要領」等に関係人の範囲、折衝方法及び折衝範囲について明記し、保健福祉(環境)事務所に周知を図った。</p>
工 障がい福祉課	
(ア) 医療的ケア児支援費	
<p>① (意見) 北九州市立総合療育センター整備事業費補助金に係る交付事務の適時性の確保について</p> <p>補助金交付要綱の施行が平成30年2月14日、補助金交付決定が平成30年3月5日と、年度末近くとなっている。また、補助対象経費の一部は補助金の交付決定前に支出されている。</p> <p>県は、より適切な補助金執行のため、交付要綱の施行等の事務手続について時間的余裕をもって行うとともに、補助対象経費は補助金交付決定後に支出されたものに限定することが望まれる。</p>	<p>平成30年度の交付要綱の施行、交付決定については、年度当初に行い、補助対象経費も交付決定後のものを対象とした。</p> <p>今後についても同様のスケジュールで行うよう運用を改めた。</p>
<p>② (意見) 交付要綱に規定された様式等による適切な指導について</p> <p>県は、交付要綱に規定された様式や提出期限を遵守するよう、補助事業者である市に対して適切に指導することが望ましい。</p>	<p>平成30年度以降の補助金は、交付要綱に規定された様式を期限までに提出するよう補助事業者を指導しており、補助事業者から交付申請書や実績報告等、適切な様式が適切な時期に提出されている。</p>
(イ) 在宅心身障がい児対策費	
<p>① (意見) 障がい児等療育支援事業における四半期ごと精算書の契約書への規定及び事業実績の適切な把握について</p> <p>四半期ごとの支援内容及び実施状況報告に基づく精算払いについては契約書に規定することが望まれる。また、事業終了後には年度を通じた事業実績報告書を入力し、当該年度全体の事業実績の把握及び事業計画との整合性の確認を行うことが望まれる。</p>	<p>令和元年度から、四半期ごとの支払いに関する規定を契約書に追加した。</p> <p>また、年間の事業実績報告書を、徴取のうえ事業実績の把握及び事業計画との整合性の確認を行うよう改めた。</p>



<b>(ウ) 発達障がい児者等支援費</b>	
<p>① (指摘) 発達障がい児者等支援事業における仕様書と実績の相違について</p> <p>業務委託仕様書に記載された業務について、やむを得ない事情により一部変更して実施されたことが認められた。このことによる仕様書の変更及び委託料の減額はされていない。</p> <p>県は、やむを得ない事情により受託者が業務内容を変更する場合は、変更の妥当性及び委託料減額の要否を検討し、その検討過程及び内容を文書に記録保存する必要がある。</p>	<p>平成30年度以降は、受託者がやむを得ない理由で業務内容を変更する場合、その妥当性、委託料減額の要否を検討し、その過程について、文書にして記録するよう改めた。</p> <p>【全庁的な取組】 令和元年度に財産活用課が実施した財務会計事務研究会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
<p>② (意見) 発達障がい支援研修事業における参加者の増加策の検討について</p> <p>発達障がい支援研修の実施について、県医師会など医療従事者の所属する団体等への広報を積極的に実施し、より具体的な研修内容及び趣旨の周知に努めることで、参加者の増加を図ることが望まれる。</p>	<p>平成30年度から研修委託先を福岡県医師会に変更したうえで、同会と協力して会員に広報を行った。具体的には、研修の告知を医師会及び県のホームページ、医師会会報に掲載し、周知に努めたことで、参加者が約2.5倍に増加した。</p>
<b>オ 保護・援護課</b>	
<b>(ア) 子ども支援オフィス関係</b>	
<p>① (意見) 子ども支援オフィス事業における出張相談会の実施状況について</p> <p>日時や場所を指定した出張相談会の形式にこだわることなく、受託者が相談者の日程及び地域の特性に見合った相談業務の実施が可能となるよう、仕様書の記載をより実態に即した内容に見直すことが望まれる。</p>	<p>令和元年度業務委託仕様書から、仕様書の記載を「出張相談会の実施」から「事務所から遠方に居住する生活困窮者への配慮」と改め、地域の特性に応じて生活困窮者に配慮した相談対応の手法を計画して実施することとした。</p>
<p>② (意見) 子ども支援オフィス事業における広報の充実強化について</p> <p>支援対象者が、関係機関や家族などと主だった接点を持たない場合、支援を受ける機会が限られてしまうことが考えられる。ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下SNSという。)などのインターネットを介した子ども支援オフィスに関する情報提供は、関係機関との接点がなくとも、誰でも閲覧が可能であり、支援対象者が支援を受けられる機会を増加するという観点から、非常に重要な広報手段である。</p> <p>県は、事業の受託者とともに、ホームページの更新(検索性の向上も含む)や、SNSの拡散性を用いた事業内容の広報を積極的に行い、潜在的な支援対象者にも広く事業の存在が届くようにすることが望まれる。</p>	<p>子ども支援オフィスの支援対象者が利用可能な関連事業の情報等を発信するため、更新頻度を高めるとともに、広報の充実を図ることとした。</p> <p>また、令和2年度からは、受託事業者を選定するための企画提案公募において、効果的な周知・広報の手法にこついても提案を求め、評価を行っていくこととしている。</p>

<p>③ (意見) 高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における広報の充実強化について</p> <p>支援対象者は高校生であり、主な接点は学校であるが、支援対象者が不登校である場合など、高等学校とのつながりが通常の場合と比較して希薄な場合がある。ホームページやSNSなどのインターネットを介した子ども支援オフィスに関する情報提供は、関係機関との接点がなくとも、誰でも閲覧が可能であり、支援対象者が支援を受ける機会を増加するという観点から、非常に重要な広報手段である。</p> <p>県は、事業の受託者とともに、ホームページの更新(検索性の向上も含む)や、SNSの拡散性を用いた事業内容の広報を積極的に行い、潜在的な支援対象者にも広く事業の存在が届くようにすることが望まれる。</p>	<p>高校生の就学継続のための訪問相談支援事業については、令和元年度から子ども支援オフィスで行う支援に統合した上で、一体的に実施することとし、その中で広報の充実強化を行うこととした。</p>
<p>④ (意見) 子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における実績の適切な確認について</p> <p>実績報告の精査に当たり、当該2事業における人件費及び経費の経理の適切性を検証し、適切な事業の執行を確保するため、人件費については勤務実績表と出勤簿との照合を行うこと、また、家賃など当該2事業で共通して発生すると想定される経費についてはその按分状況の適切性の確認を行うことが望まれる。</p>	<p>高校生の就学継続のための訪問相談支援事業については、令和元年度から子ども支援オフィスで行う支援に統合した上で、一体的に実施することとし、事業実績についても一体的に整理することとした。</p>
<p>⑤ (意見) 子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における事業の統合の検討について</p> <p>相談員がより実態に即した支援を行える体制を整備するとともに、より効果的かつ効果的な支援を行うため、当該2事業の統合を検討することが望まれる。なお、当該2事業を統合して実施する場合には、国庫補助に関する実績報告を行うため、国庫補助のメニューに応じた実績報告を事業の実施者に対して求めることが望まれる。</p>	<p>高校生の就学継続のための訪問相談支援事業については、令和元年度から子ども支援オフィスで行う支援に統合した上で、一体的に実施することとした。</p> <p>なお、事業の統合に伴い、同一の国庫補助のメニューを活用することとなるため、実績報告についても一体的に整理することとした。</p>
<p>(イ) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援費</p>	
<p>① (意見) 学習支援ボランティア人材バンク事業のさらなる活用策の検討について</p> <p>人材バンク登録者数を増加させるため、大学、短期大学、専門学校等へのアプローチを強化することが望まれる。また、県退職予定者及び教員OBへの周知徹底を図ることが望まれる。さらに、県だけでなく、市町村が実施する事業にも広く活用してもらうため、引き続き市町村との連携を強化し事業内容の周知徹底を図ることが望まれる。</p>	<p>令和元年度は、従前から実施している大学等や教員OBへの周知に加え、新たに、社会福祉協議会や地域で学習支援を実施している団体に登録の働きかけを行うこととした。</p> <p>また、市町村に対してマッチングに係る意向調査を行うなど、引き続き、市町村との連携強化に取り組みしていく。</p>

## (3) 教育庁教育振興部

監査の結果及び意見		講じた措置等
ア 社会教育課		
(ア) 社会教育関係団体補助金		
① (意見) 補助金額を上回る繰越金がある場合に補助金を交付する合理性等の検討及び検討結果の記録保存について	補助金額を上回る繰越金がある団体の場合は、補助金を交付することの合理性や適格性等を検討するため、その目的の範囲内で、そのような状況が生じている理由及び当該団体の財政状況を把握するとともに、合理性等の検討過程及び結果について、文書に記録し保存することが望まれる。	補助対象団体における繰越金は、会費等が納入されるまでに必要な年度当初の団体活動の運営資金であり、余剰金ではない。 本件補助金の目的は、県内の社会教育関係団体を育成助長し、社会教育の振興に寄与することであり、その補助金の執行に当たっては、研修事業、委員会活動等の補助対象事業に対し、全額適切に執行されていることを確認している。 これらを踏まえ、検討状況については、引き続き文書に記録し、保存する。

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第74号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に規定する犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

令和2年4月10日

福岡県公安委員会

#### 1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の一部施行による犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第2号）等の制定に伴い改正したものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として行手条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 審査基準の設定の日

令和2年4月1日

#### 3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。